

第7回 貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループフォローアップ会合

議事概要

日時： 令和1年6月3日（月） 14:00～16:15

場所： 中央合同庁舎4号館 共用123会議室

事務局から資料説明の後、質疑応答及び意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

（運送需要の減少への対応へのご意見）

- 短距離・短時間の運送は、観光バスではなく幼稚園や養護学校のバスなど二点間輸送のものであるため、旅行会社とは別の対応を考える必要がある。
- 3時間に満たない短時間の運送は、都市部と地方部の運送需要の減少傾向の違いをみながら再検討する必要がある。
- 地域貢献的な運送の割引があっても良いのではないか。
- 小型中心の中小規模事業者ほど運送需要が減少しているのではないか。また、受注総件数における減少件数の割合を確認する必要がある。
- 旅行商品としては日帰り旅行が確実に減少している。旅行会社では学校関係の修学旅行、遠足などの取扱いが減少している。
- 新運賃制度はこれまで適正な運賃がとれていなかったものをとれるようにしたものであるが、利用者にとっては運賃が上がったという印象しかないため、利用者が納得できる制度にする必要がある。
- 消費生活相談では、相談件数は少ないが、見積書と精算時の金額に差があり、走って見ないと運賃が分からないことなどへの相談が寄せられている。消費者はまだまだ運賃制度を理解していないのではないか。
- 当日の配車状況に関わらず、発地から最も近い車庫からの見積を提示している者は存在する。
- 見積もり時と精算時に差額が生じた場合のリスクを誰が負うかについて、整理が必要ではないか。

(運送需要の減少への対応 まとめ)

安全コストを償う原則は堅持した上で、

- 回送運賃について、回送中の渋滞等による見積もり金額との差等について見直しを考えられないか。
- 出庫前及び帰庫後 1 時間の時間制運賃及び実車の最低単位 3 時間について、見直しが考えられないか。
- 公示運賃の見直しが必要。その際、運送需要の減少対応や需要喚起につながる見直しを優先すべき。
- 各業界から新しい需要を取り込むための活性化策をご提案いただくことはよいと思う。

(手数料の収受へのご意見)

- 広告宣伝費を手数料等に含めることは困難ではないか。広告宣伝の実態がないものを広告宣伝費として処理することは不正な会計処理であって運送とは別問題。広告宣伝費を示す必要があるのであれば運送引受書の記載とは別で対応することは可能であり運送引受書とは切り離して考えるべき。
- 広告宣伝費以外にも派遣人員の受入れ、出向者負担金など様々な形があるので、旅行会社とバス会社の取引の例示列挙をして判断できるようにすること。
- 手数料等の「等」、旅行サービス手配業者(総合案内所)を通じた運送引受書の手数料の記載方法を明確化する必要がある。
- 実費に対する手数料については、高速道路料金にはバス会社と高速道路会社との間で大口割引制度があり、その分を指している可能性がある。割引制度と手数料との関係を整理する必要がある。

(手数料の収受のまとめ)

- 運送引受書の記載方法、手数料等の「等」の例示や手数料の支払先の旅行業別の記載方法の明確化。
- 実費に対する手数料について、割引制度との関係を整理。
- 旅行会社が安全コストを把握するためのガイドラインの作成。

以上